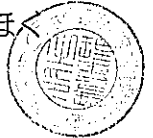


ネットとうほく 2021 (検) 第7号-4
2024 年 (令和 6 年) 1 月 29 日

〒031-0803
青森県八戸市諏訪1-15-1
株式会社報恩互助会 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>
Mail shiminnet-touhoku@triton.ocn.ne.jp



要 請 書

これまで、貴社の約款(令和3年4月1日適用日のもの)について二度の照会を行い、貴社からはその都度ご回答をいただき、ありがとうございました。

いただいたご回答を踏まえて当団体において検討した結果、下記のとおり要請いたします。

つきましては、本書面到達後2か月以内に、ご回答を書面にて当団体までご送付下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、内容の公表につきましては、従前お知らせしているとおりです。

記

第1 要請の趣旨

約款第19条4項の返戻金表記載の返戻金額について、平均的損害の算定に当たって募集費を考慮していることから、募集費相当額を減額して修正することを求めます。

第2 要請の理由

- 1 約款第19条4項の返戻金表について、貴社の令和4年11月18日付の回答書によれば、互助会契約の解除に伴って貴社に生じる平均的な損害を算定した結果であり、平均的損害の具体的な費目としては、契約の締結及び解約の手續に要する費用として、①募集費、②入会手續:書面作成費、③同:人件費及び④解約手續費であり、契約の履行に関する費用として、①集金費、②完納通知費、③会報誌費用及び④保全費用であるということでした。

- 2 この点、福岡高判令和2年5月27日（消費者法ニュース126号144頁）は、会員募集に要する費用は、（事業者）の事業運営の一環としての営業活動に関する費用であって、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから、解約との間に相当因果関係を認めることはできず、解約に伴い（事業者）に生じる損害には含まれないと判断しております。

貴社においても、上記のとおり、「契約の締結及び解約の手續に要する費用」のうち、①募集費を平均的損害の費目としておりますが、上記福岡高判の判断に反しております。

- 3 つきましては、平均的損害の算定に当たって、募集費を考慮している点を見直し、同表の返戻金額を、消費者契約法第9条1項1号に適合するように減額して修正することを求めます。

以上